



# 安来市総合文化ホール アルテピア

ARTEPIA  
Yasugi General Culture Hall

## 『市民でつくる開館記念』事業 大募集!!

安来市総合文化ホールの平成29年9月オープンを記念して、市民の皆さんとともに歩む新しい施設の門出を祝う事業を募集します。多くの市民の皆さんが参加・鑑賞できる事業で、文化芸術に関する事業を予定されている団体の方からのご応募をお待ちしております。

### 第2期募集

平成30年4月～

平成30年9月実施分

第2期募集期間：平成29年10月2日(月)～11月30日(木)

※第1期(平成29年9月～平成30年3月実施分)の募集は終了しております

●条件 『アルテピア開館記念』等の名称を付与してください

「アルテピア開館記念」等と銘打って、皆さんの企画した事業を実施。

■特典1 施設利用料金が無料

施設利用料金を無料とします。ただし、附属設備利用料金は有料。

■特典2 市・指定管理者が広報の支援

市、指定管理者の広報媒体を使って、広報を行います。

応募方法など詳しくは、裏面をご覧ください

裏面へ→

#### 施設概要

延床面積：7502.31㎡ 階数：地上4階建て

駐車場台数：533台 駐輪場：128台

施設構成：大ホール：1008人(1階：735席、2階：253席、多目的室：20席)

小ホール：300人(移動席：225席、可動席：72席、多目的室：3席)

展示室、会議室、練習室、市民ロビー、市民ラウンジほか



外観



市民ロビー

#### 施設周辺図



お問い合わせ 安来市 文化スポーツ振興課 TEL:0854-23-3039

<http://www.artepia.jp>

検索

# 『市民でつくる開館記念』事業 募集要項

1. 対象団体	安来市民を構成員に含む団体
2. 対象事業	下記のいずれにも該当する事業で実施ください。 ①総合文化ホールの開館を広くアピールし、多くの市民が参加・鑑賞できる事業 ②開催期間の一部が平成30年4月1日から平成30年9月30日までの期間に含まれる事業 ③音楽、演劇、舞踊、伝統芸能、美術、工芸等の文化芸術に関する事業 ※応募は、1団体1事業とします。 ※施設予約後の申請でも対象となります。
3. 対象団体への支援内容	○施設利用料金無料(ただし、附属設備利用料金は有料) ※ホール利用の場合:準備、後片付け又は練習を含め最大2日まで ※展示利用の場合:準備又は後片付けを含め最大7日まで(ただし、小ホール利用は最大2日間まで)
4. 冠の名称	下記の冠称をつけて事業を実施ください。 ①安来市総合文化ホール開館記念 ②アルテピア開館記念 ③安来市総合文化ホール「アルテピア」開館記念
5. 応募方法	申請書に必要事項を記入のうえ、下記の募集期間までにご応募ください。 ・第2期:平成29年10月2日(月)～11月30日(木) <b>【第2期受付窓口】</b> ・安来市文化スポーツ振興課 TEL:0854-23-3039 FAX:0854-23-3155 ・安来市総合文化ホール アルテピア TEL:0854-21-0101 FAX:0854-21-0250 上記のどちらかに提出ください。 ※申請書等は、アルテピアホームページ(URL: <a href="http://www.artepia.jp/">http://www.artepia.jp/</a> )からダウンロードすることもできます。 ※安来市文化スポーツ振興課に直接提出される場合は、利用許可書(写し)を持参してください。 ※対象事業や申請書等の書き方など、事前相談を受け付けています。お早めにご相談ください。 ※団体の概要、申請内容に対し、個別にヒアリングや提出書類を求める場合があります。 ※応募に要した費用は応募者の負担となります。申請書、添付資料等の提出書類は返却しません。
6. 事業実施時期	・第2期:平成30年4月～平成30年9月
7. 実施場所	安来市総合文化ホール「大ホール」、「小ホール」、「展示室」、その他諸室
8. 事業決定方法	審査結果については、下記の日程(予定)に書面にてお知らせします。 第2期:平成29年12月
9. 事業実施上、対象団体で行っていただくもの	①施設会場等の予約 ②事業の企画、運営 ③開館記念等の冠をつけて実施 ④ポスター、チラシなどの作成及び広報活動(市・指定管理者が行う広報活動以外) ⑤当日の運営(受付、司会進行、会場準備、片付けなど) ⑥必要な物品や消耗品などの用意、その他必要な経費の負担 ⑦事業終了後、実績報告書の提出 ⑧その他、事業実施に必要な事項
10. 対象外事業	下記いずれかに該当する事業は、対象外となります。 ①公序良俗に反する事業又はそのおそれがあると認められる事業 ②政治的活動又は宗教的活動を目的とする事業 ③暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与する事業 ④個人が自らのために実施する事業 ⑤営利を目的とする事業及び商業的な色彩の濃い事業 ⑥入場料3,000円を超える事業 ⑦その他安来市が不相当であると認める事業
11. 注意事項	※最大日数を越えた日数の利用料金は、対象団体の負担となります。 ※事業認定後、対象団体の自己都合で中止した場合、施設利用料金のキャンセル相当額は対象団体の負担となります。 ※以下のいずれかに該当する場合、認定を取り消します。その際に生じた施設利用料のキャンセル相当額及び損害は対象団体の負担となります。 ①安来市総合文化ホール開館記念冠事業取扱要綱に定める事項に違反し、又は違反するおそれがあるとき ②認定の条件に違反したとき ③提出書類の内容に虚偽のあることが判明したとき ④その他安来市が不相当であると認めたとき
12. 問い合わせ	安来市 文化スポーツ振興課 TEL:0854-23-3039 FAX:0854-23-3155